



平成 27 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 日本コンクリート工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 COO 土田 伸治
(コード番号 5269 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員経営管理部長 今井 昭一
(TEL 03-3452-1025)

株式付与制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、取締役及び執行役員向けの新しい株式付与制度（以下「本制度」という。）の導入を決議（取締役向けは平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会及び平成 27 年 6 月 26 日開催の株主総会、執行役員向けは平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会）いたしました。本日開催の取締役会において、本制度の詳細を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本制度の内容につきましては、平成 27 年 5 月 15 日付で開示いたしました「株式付与制度の導入に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

記

1. 取締役向け株式付与制度（BIP信託(※)）（以下「BIP信託」という。）

(1) 制度概要

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成 27 年 8 月 17 日 |
| ⑧ 信託の期間 | 平成 27 年 8 月 17 日～平成 30 年 8 月 31 日 |
| ⑨ 制度開始日 | 平成 27 年 10 月 1 日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 39,000,000 円 |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成 27 年 8 月 18 日～平成 27 年 10 月 30 日
(平成 27 年 9 月 24 日～平成 27 年 9 月 30 日を除く。) |
| ⑭ 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |

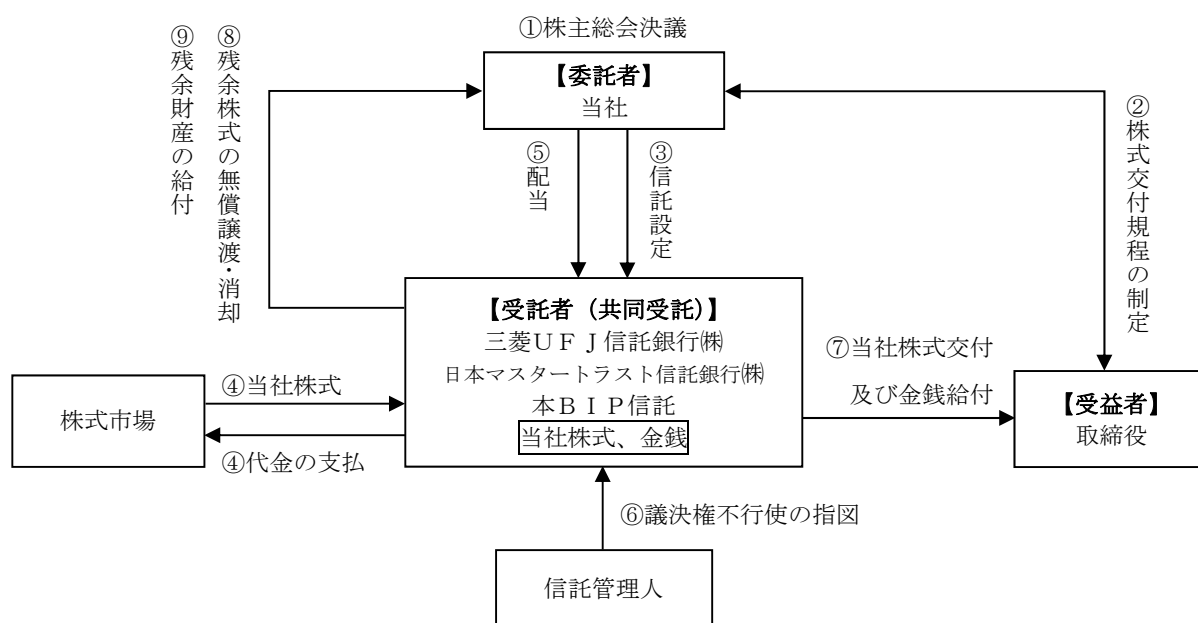
- ⑩ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

(※) BIP (Board Incentive Plan) 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであります。

(2) 仕組み



- ① 当社はBIP信託の導入に関して株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ております。
- ② 当社はBIP信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本BIP信託）を設定します。
- ④ 本BIP信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得（立会外取引を含む）します。本BIP信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本BIP信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位並びに各事業年度及び中期経営計画にて掲げている業績目標（連結売上高及び連結経常利益）の達成度等に応じて、取締役に一定のポイント数が各事業年度及び中期経営計画の期間終了後に付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として次回中期経営計画期間を対象に本BIP信託を継続利用するか、本BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

⑨ 本B I P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する当社取締役への当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内、かつ、上限交付株数の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

2. 執行役員向け株式付与制度（株式付与E S O P信託(※)）（以下「E S O P信託」という。）

（1）制度概要

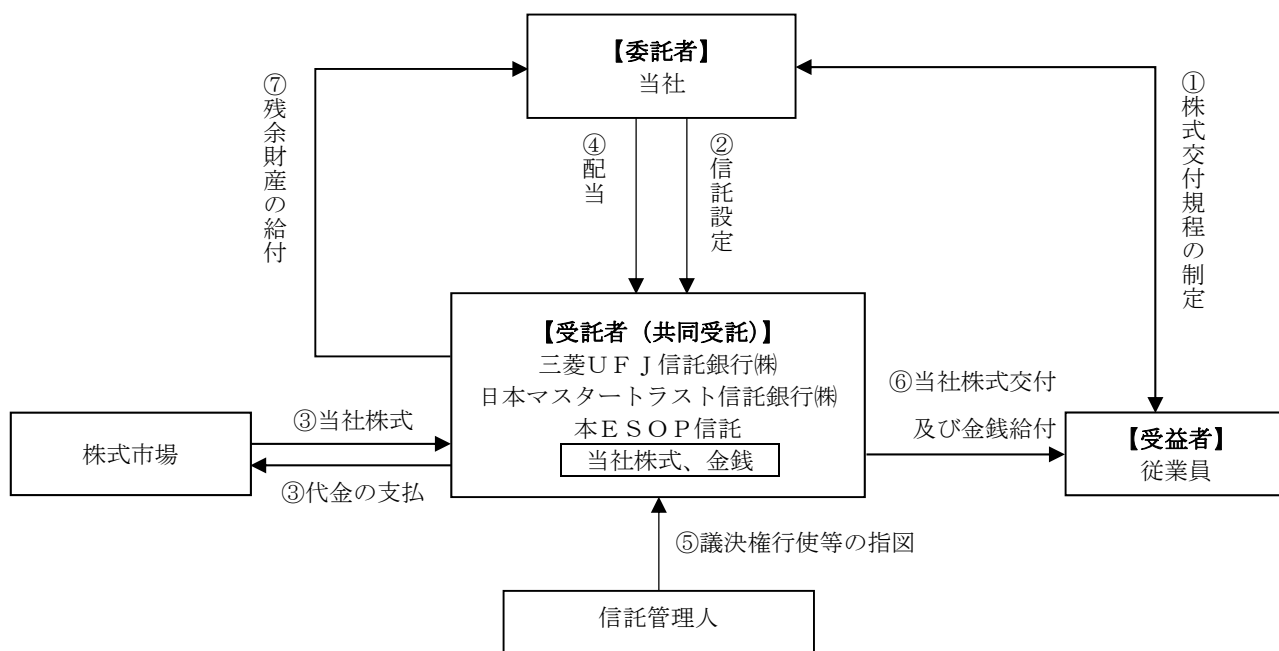
- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブ付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年8月17日 |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年8月17日～平成30年8月31日 |
| ⑨ 制度開始日 | 平成27年10月1日 |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 32,000,000円 |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成27年8月18日～平成27年10月30日
（平成27年9月24日～平成27年9月30日を除く。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がE S O P信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

(※) E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員に対するインセンティブプランであります。

(2) 仕組み



- ① 当社はESOP信託の導入に関して取締役会において株式交付規程を制定します。
- ② 当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする信託（本ESOP信託）を設定します。
- ③ 本ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得（立会外取引を含む）します。
- ④ 本ESOP信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、役位、職位並びに各事業年度及び中期経営計画にて掲げている業績目標（連結売上高及び連結経常利益）の達成度等に応じて、従業員に一定のポイント数が各事業年度及び中期経営計画の期間終了後に付与されます。一定の受益者要件を満たす従業員に対して、当該従業員に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦ 本ESOP信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、ESOP信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

※ESOP信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成25年12月25日に公開した実務対応報告第30号に準じて会計処理します。

以 上